

各種支援策のご案内

【国】中小企業省力化投資補助事業

中小企業の売上拡大や生産性向上を後押しするため、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品(カタログより選択)の導入を支援します。

[補助率] 補助率1/2以内
 [補助上限額] ※()内は従業員数
 200万円(5名以下)、500万円(6~20名)、1,000万円(21名以上)
 (賃上げによる補助を達成した場合、上限アップ)

※第2回締切日程については、公募要領等が公表され次第HP・当所公式LINE等でお知らせします。



お問い合わせ

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター
 ☎0570-099-660
 (土日祝日年末年始除く 9:30~17:30)

【鶴岡商工会議所】企業連携プロジェクト創発支援補助金

2社以上の連携体による新たな連携プロジェクトの立ち上げを支援します。

[補助率] 4/5以内 [補助上限額] 40万円

[申請期間] 令和6年8月1日(木)~8月30日(金)【最終日消印有効】

※詳しくは本会報の折込みチラシをご覧ください。

お問い合わせ

鶴岡商工会議所 経営支援課
 ☎0235-24-7711
 (土日祝日年末年始除く 9:00~17:30)



令和6年分所得税の

定額減税

が始まりました!

* 所得税の減税について、以下のとおり実施します *

定額減税制度は、令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等の源泉所得税から定額の税額控除を行う制度です。定額減税事務には、令和6年6月1日以後に支払う給与等から控除する「月次減税事務」と、年末調整の際に年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う「年調減税事務」があります。

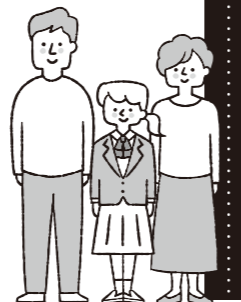
対象者

令和6年分所得税の納税者である居住者(※)で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である者。

※居住者とは：国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人を言います。居住者以外の非居住者は対象となりません。

月次減税額の計算

事例：本人・配偶者(所得48万円以下)・扶養親族1人の場合
 30,000円(本人) + 30,000円×2名(配偶者、扶養親族) = 90,000円(月次減税額)



定額減税

定額による所得税額の特別控除の額は次の通りです

- ① 本人(居住者に限る) **30,000円**
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族(居住者に限る) 1人につき **30,000円**

※②については、16歳未満の扶養親族を含める。

各人別特別控除事項簿の作成

月次減税事務において基準日に在職している者の月次減税額と各月の控除額等を管理するために使用する管理簿です。書式は国税庁HPに掲載して

いますが、作成は義務ではありません。なお、給与計算ソフト等で控除額等を管理できる場合は事務簿の作成は不要となります。

| | R6.6月 (賞与) | 6月 (給与) | 7月 (給与) | 8月 (給与) | 9月 (給与) | 10月 (給与) | 11月 (給与) | 12月 (給与) |
|-------|---------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 控除 | 40,000円 | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 |
| 控除累計額 | 40,000円 | 50,000円 | 60,000円 | 70,000円 | 80,000円 | 90,000円 | 90,000円 | 90,000円 |

例) 6月賞与源泉所得税: 40,000円、毎月給与源泉所得税: 10,000円
 控除額: 90,000円(本人+配偶者+扶養親族1名)

給与所得者に対する実施

- ・6月以降の源泉徴収税額から減税
- ・6月に減税しきれなかった場合には、翌月以降の税額から順次減税

公的年金受給者に対する実施

- ・年金機構等の公的年金(老齢年金)は、6月以降の源泉徴収額から減税
- ・6月に減税しきれなかった場合には、翌々月以降の税額から順次減税

不動産所得・事業所得者等に対する実施

- ・納税の機会に減税
- 予定納税対象者については、予定納税の機会に減税
- ※6月の第1回予定納税通知の機会に本人分の減税後の額を通知。第1回予定納税の納付期限については、7月末から9月末に延期。
- それ以外の方は確定申告で減税



ここでは、主に給与所得者に対する定額減税について説明します。

国税庁 定額減税特設サイト



定額減税 Q & A



控除後の事務

給与支払明細書への控除額の表示

給与の支払者が月次減税額の控除を行った場合には、給与等の支払の際に従業員の方へ交付する給与支払明細書の適宜の箇所に、月次減税額のうち実際に控除した金額を「定額減税額(所得税)○○○円」又は「定額減税○○○円」などと記載します。

年末調整事務

年調減税事務では、年末調整の際に年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税との清算を行います。年調減税事務については年末調整時期に改めてお知らせします。

不動産所得・事業所得者等に対する特別控除

原則として、令和6年分の所得税の確定申告(令和7年1月以降)の際に所得税の額から特別控除の額を控除します。なお、予定納税の対象となる方については、確定申告での控除を待たずに、令和6年6月以後に通知される令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額から本人分に係る定額減税額に相当する金額が控除されます。

確定申告による精算に関する手続きについては、確定申告時期に改めてお知らせします。